

発議案第9号

北上市議会会議規則の一部を改正する規則について

地方自治法第109条第6項の規定に基づき、北上市議会会議規則の一部を改正する規則を別紙のとおり提出するものとする。

令和8年3月17日提出

提出者 北上市議会議会運営委員会
委員長 藤原常雄

提案理由

会議に参集した際の出席簿を廃止するほか、所要の改正をしようとするもの。

北上市議会規則第1号

北上市議会会議規則の一部を改正する規則

北上市議会会議規則（平成3年北上市議会規則第1号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(参集)</p> <p>第1条 議員は、会議の当日開議定刻前に議事堂に参集し、<u>出席簿に署名又は押印しなければならない。</u></p> <p>(欠席の届出)</p> <p>第2条 議員は、公務、疾病、育児、家族の看護又は介護、忌引きその他やむを得ない事由のため<u>出席できない</u>ときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届け出なければならない。</p> <p>2・3 [略]</p> <p>(討議の方法)</p> <p>第52条 [略]</p> <p>(会議録の記載事項)</p> <p>第84条 [略]</p> <p>2 議事は、<u>速記又は録音による方法</u>で記録する。</p> <p>(欠席の届出)</p> <p>第90条 委員は、公務、疾病、育児、家族の看護又は介護、忌</p>	<p>(参集)</p> <p>第1条 議員は、会議の当日開議定刻前に議事堂に参集し、<u>その旨を議長に通告しなければならない。</u></p> <p>(欠席等の届出)</p> <p>第2条 議員は、公務、疾病、育児、家族の看護又は介護、忌引きその他やむを得ない事由のため<u>欠席、遅刻、又は早退をする</u>ときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届け出なければならない。<u>ただし、やむを得ない事情により届出ができないときは、その事情がなくなったあとに速やかに届け出るものとする。</u></p> <p>2・3 [略]</p> <p>(討論の方法)</p> <p>第52条 [略]</p> <p>(会議録の記載事項)</p> <p>第84条 [略]</p> <p>2 議事は、<u>録音その他議長が認める方法</u>で記録する。</p> <p>(欠席等の届出)</p> <p>第90条 委員は、公務、疾病、育児、家族の看護又は介護、忌</p>

引きその他やむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに委員長に届け出なければならぬ。

2・3 [略]

(会議中の委員会の禁止)

第91条 委員会は、議会の会議中は、開くことができない。

(審査順序)

第97条 委員会における事件の審査は、提出者の説明及び委員の質疑の後、修正案の説明及びこれに対する質疑、討論、表決の順序によって行うを例とする。

(委員長の発言)

第117条 委員長が、委員として発言しようとするときは、委員席に着き発言し、発言が終わった後、委員長席に復さなければならない。ただし、討論をしたときは、その議題の表決が終わるまでは、委員長席に復すことができない。

2 北上市議会委員会条例第13条の2の規定により、委員会がオンラインによる方法により開かれている場合において、委員長が委員として発言するときは、委員長の職務を行うことができない。ただし、討論をしたときは、その議題の表決が終わるまでは、委員長の職務を行うことができない。

引きその他やむを得ない事由のため欠席、遅刻又は早退をするときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに委員長に届け出なければならない。ただし、やむを得ない事情により届出ができないときは、その事情がなくなったあとに速やかに届け出るものとする。

2・3 [略]

(会議中の委員会の禁止)

第91条 委員会は、本会議の会議中は、開くことができない。

(審査順序)

第97条 委員会における事件の審査は、委員間討議による事前の論点整理のあと、提出者の説明及び委員の質疑、説明及び質疑を踏まえた委員間討議による論点整理、修正案の説明及びこれに対する質疑、討論、表決の順序によって行うを例とする。

(委員長の発言)

第117条 委員長が、委員として発言するときは、委員長の職務を行うことができない。ただし、討論をしたときは、その議題の表決が終わるまでは、委員長の職務を行うことができない。

2 [削除]

備考 改正部分は、下線の部分である。

附 則

この規則は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。